

(医) 新生十全会・事業主行動計画

職員が仕事と介護、又は子育てを両立できる様、職員全体が働きやすい雇用環境の整備を行う事により、職員がその能力を十分に発揮出来る様にする為、次の様に行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成 27 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日

2. 計画目標

- ① 計画期間内に、父親の子供の出生に伴う休暇制度（特別有給、育児休業）の取得を推進する。特別有給は 100% 取得を目標とする。
対策：平成 27 年 4 月より、既に就業規則上で周知はしているが会議等でも啓発する。
- ② 計画期間内に、小学生未満の子供を持つ職員を対象に年 5 日の看護休暇を与えられるが、30 分単位での取得を推進する。
対策：平成 27 年 4 月より、既に就業規則上で周知はしているが会議等でも啓発する。
- ③ 介護休業終了後の職員が引き続き介護を必要と申し出た場合、延長出来る制度を構築する。就業規則の休職規程に準じ最長 6 ヶ月とする。
対策：平成 27 年 4 月より、既に就業規則上で周知はしているが会議等でも啓発する。
- ④ 計画期間内に、育児、介護その他に関する相談窓口の設置。
対策：平成 27 年 4 月より、心の相談窓口を設置しているが更に会議等で周知を行う。

以上